

答 申

第1 審査会の結論

宮城県警察本部長は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報について、別紙1のとおり開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、情報公開条例（平成16年宮城県条例第74号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成16年11月29日、「平成12年度分の警察本部分少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、平成12年度の生活安全部分少年課及び交通部交通指導課の犯罪捜査協力報償費支出に係る次の文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

a. 支出負担行為兼支出命令決議書（債権者内訳書を含む。）、b. 精算通知票、c. 返納決議書（債権者内訳書を含む。）、d. 納入（返納）通知書兼領収書、e. 施行伺（別紙を含む。）、f. 犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書、g. 現金出納簿、h. 返納決議書（支出証拠書類に係るもの。）、i. 月分捜査費総括表、j. 捜査費支出伺、k. 支払精算書（支出額内訳書を含む。）、l. 領収書（奥書証明書及び支払報告書を含む。）

その上で、実施機関は、本件行政文書のうち、一部を除いて開示するとする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年12月24日、一部を開示しない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

イ 条例第8条第1項第2号に該当する。

本件行政文書には、捜査協力者等の住所、氏名等特定の個人が識別される情報が記録されている。

ロ 条例第8条第2項本文に該当する。

本件行政文書には、条例第8条第2項本文の規定に該当する公表されてい

ない警察職員の氏名，印影，資金前渡職員預金口座番号が記録されており，これら情報を開示することにより犯罪の予防，捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある。

八 条例第 8 条第 2 項ただし書の規定による同条第 1 項第 4 号に該当する。

本件行政文書には，犯罪捜査に従事する警察職員の氏名，印影，捜査協力者等の住所，氏名等を特定する情報及び捜査活動の内容に関する情報等，条例第 8 条第 2 項ただし書の規定による同条第 1 項第 4 号に該当する情報が記録されており，これら情報を開示することにより犯罪の予防，捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。

3 審査請求人は，平成 17 年 2 月 7 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により，本件処分を不服として，実施機関の上級行政庁である宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は，本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が，審査請求書，意見書及び宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述で主張している審査請求の理由を総合すると，おおむね次のとおりである。

##### （ 1 ）条例第 8 条第 1 項第 2 号該当性について

実施機関は，「本件行政文書には，捜査協力者等の住所，氏名等特定の個人が識別される情報が記録されている」として，条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当すると主張する。しかし，犯罪捜査協力報償費は存在しない情報提供者，捜査協力者（以下「情報提供者等」という。）に対して架空に支出されており，本件行政文書自体が偽造である。

したがって，偽造文書である以上，特定の個人が識別されることにより，同人のプライバシーが侵されることは到底あり得ないのであるから，条例第 8 条第 1 項第 2 号の該当性が認められることはない。

##### （ 2 ）条例第 8 条第 2 項本文の規定による読替え後の同条第 1 項第 4 号該当性について

イ 実施機関は、「本件行政文書には、条例第8条第2項本文の規定に該当する公表されていない警察職員の氏名、印影、資金前渡職員預金口座番号が記録されており、これら情報を開示することにより犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある」として、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当すると主張する。しかし、たとえば、公表されていない警察職員の氏名、印影、資金前渡職員預金口座番号が記録されているとしても、これらの情報が開示されたからといって、何ら「犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある」とは考えがたく、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

ロ 実施機関は、別件開示請求において、従来非開示としていた警部相当職の警察職員の氏名、印影について、平成14年6月27日付けで変更開示決定をしたが、その後開示された警部以上の職員に対して、攻撃、懐柔、嫌がらせ等が生じたなどとの事態は聞いたことがない。そして、警部相当職以上の警察職員と警部補相当職以下の警察職員とを区別する合理的理由はない。

ハ 実施機関は、預金口座番号及びお客様番号を非開示とする理由として、警察組織や職員を敵視し、警察活動を妨害することを企てる人物、団体等によって預金口座情報を悪用した犯罪が敢行されるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとしているが、預金口座情報を悪用した犯罪とは、どのような犯罪であるのか、到底考えがたい。

また、実施機関は、架空名義による架空入金により警察における出納事務の執行を妨害するなど、警察活動に支障が生じるおそれがあるとしているが、架空名義による架空入金があったとして、それがなぜ妨害に値する行為と言えるのか疑問である。警察に対する妨害を企図する者は、このような架空入金による妨害などは考えないはずである。

ニ 犯罪捜査協力報償費の支出は架空かつ不正な支出であり、警察内部の裏金づくりに費消されているのが実態である。犯罪捜査協力報償費の支出に関する情報提供者等が作成したとされる領収書等についても、偽造されたものであり、例えば電話帳等から無作為に抽出するなどの方法によって探し出された全く無関係の第三者の氏名等の名義により作成されたものである疑いが極めて強い。

ホ 他の都道府県警察における犯罪捜査協力報償費に関する架空経理や不正経理疑惑が、近時内部告発等により発覚し、写真週刊誌に記事が掲載されたり、

新聞等により報道されている。

特に、警視庁における内部告発者や北海道警の元幹部によれば、犯罪捜査協力報償費は全て架空であり、そのような犯罪捜査協力報償費の支出の実態は、全国どこでも同じであると断言している。また、宮城県警においても元幹部等が内部告発をしたとされている。

へ 犯罪の増減により犯罪捜査協力報償費の支出に変化があるはずだが、事件発生と一切の相関関係を持たず、毎月全額を使い切っているのは、全部裏金に回っている証拠である。

ト 情報提供者等が多数存在するならば、情報提供者等の身の保全と情報提供者等から得られた情報の管理・有効活用を図るシステムや内部規定が存在するはずである。

チ 知事要求監査において、実施機関は監査委員からの捜査員の聴取要請に対して応じなかったり、また、情報公開訴訟に関して、知事から要求のあった支出関係文書の閲覧や捜査員の聴取などを拒否するという対応は、極めて不自然である。

- (3) 条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号該当性について
- イ 実施機関は、「本件行政文書には、犯罪捜査に従事する警察職員の氏名、印影、捜査協力者等の住所、氏名等を特定する情報及び捜査活動の内容に関する情報等、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する情報が記録されており、これら情報を開示することにより犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる」として、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当すると主張する。しかし、前記(2)と同様の理由から、犯罪捜査協力報償費の支出は架空であり、情報提供者等など一切存在していないのであるから、「犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ」など生じ得ない。

なお、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号の条項は、司法審査の場においては、裁判所は、公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうか、つまり、「相当の理由」の有無のみを審理・判断すべきだという趣旨であると解されている。

しかしながら、非開示事由として「相当の理由」の存在を要求しているのであるから、公安委員会又は警察本部長の判断を尊重すべきではあると

しても、開示拒否の根拠が具体的に示されているかどうかをきちんと審査すべきであり、公安委員会又は警察本部長の判断に合理的な疑問がありさえすればいつでも「相当の理由」がなかったと判断する余地が残されているというべきである。また、「相当の理由」についての主張立証責任は、他の非開示事由と同様、実施機関にあると解すべきである。そして、本件処分における条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号の該当性の主張に関しては、少なくとも、目的外支出されたものではないかとの合理的な疑いを差し挟む余地が十分ある。そして、実施機関は、違法な目的外支出ではなく、適法な支出であることについての十分な主張立証をこれまで何ら行ってきていない。

したがって、本件行政文書については、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号の「相当の理由」を認める余地はないというべきである。

□ 審査請求人が平成14年7月23日付けで行った別件審査請求に対する審査会の答申において、「a.情報提供謝礼等に係る犯罪捜査協力報償費の1件当たりの支出金額が課ごとに見るとほぼ定額であること、b.一般に犯罪捜査協力報償費を支払ってまで情報を得る必要がないと思われる捜査活動においても情報提供者等に犯罪捜査協力報償費が支払われていると認められること、c.情報提供者等からの領収書が一部の課を除いてほとんどないこと」を指摘されたことから判断すると、犯罪捜査協力報償費の支出は架空であると考えられる。

#### (4) 審査会の調査手法について

イ 条例第27条は審査会の調査権限を定めるが、第1項で「審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。」とし、第2項で「諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。」としている。これはインカメラ審議を保障する規定であり、実施機関はいかなる理由があろうとも提示を拒めないのである。本件処分の審議に当たっては、必ず提示を求めるべきである。もし、実施機関がこれを拒む場合には、民事訴訟を提起し、債務名義を得て強制執行してでも提示させなければならない。

また、同条第4項において、審査会は、「適当と認めるものにその知っている事情を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。」とされている。したがって、審査会としては、情報提供者等の住所、氏名を把握した上で、審査会委員自ら情報提供者等と面談する

か、審査会事務局職員をして面談させ、その実在性を確認すべきである。

なお、情報提供者等に会わなくとも、犯罪捜査協力報償費支出の時点で既に死亡している者の住所、氏名が記載されている可能性が高いので、情報提供者等の住所、氏名の開示とメモ取りだけは実現させるべきである。

そして、その者の戸籍謄本を調べると架空支出は証明できる。

ロ 次に重要なのは、情報提供者等との接触場所と支払の事実の確認なので、審査会委員若しくは審査会事務局職員が実際に店舗を訪問して、店舗の実在性や領収書どおりに支払われたかどうかについて悉皆調査を行うべきである。

ハ 犯罪捜査協力報償費を執行した犯罪の捜査等に従事する全ての警察職員（以下「捜査員」という。）及び関係人から事情聴取すべきである。その際には、第三者の立会いを認めず、捜査員のみとし、また、発言の自由を確保するために、匿名での発言を事前に告知して行う必要がある。さらに、聴取する内容は、支出状況だけでなく、当該聴取のための警察内での準備についても行うべきである。

ニ 知事の職にあった者の陳述は極めて信用性が高いと評価されるし、証拠を持っている可能性もあるので、浅野前知事からも事情聴取すべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述等で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、犯罪捜査協力報償費の支出に係る財務会計帳票及びその支出の原因となるその他の書類である。

なお、本件行政文書は犯罪捜査協力報償費の支出に係る文書に係る開示請求であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したものに該当することから、本件行政文書に記録されている情報で、公共安全情報に該当するとして非開示と判断した部分については、条例第8条第2項本文又はただし書のいずれかの規定を適用している。

##### （1）犯罪捜査協力報償費の性格

犯罪捜査協力報償費は、捜査員の活動のための諸経費及び情報提供者等に対する諸経費で、経費の性質上、特に緊急を要し、正規の支出手続を経ては事務に支障を来し、又は秘密を要するため通常の支出手続を経ては警察活動上支障を来す場合に使用できる経費で、現金経理が認められている。

## ( 2 ) 具体的な使途例

捜査活動に伴い必要となる主な経費は、次のとおりである。

### イ 捜査協力者に対する謝礼

物の提供を受けたり、施設を借りた場合等の協力に対する謝礼

### ロ 情報提供者に対する謝礼

犯罪等に関する情報の提供を受けた場合の謝礼

### ハ 情報提供者等との接触に要する経費

捜査員が情報提供者等から捜査協力等を受ける場合に要した飲食費や情報提供者の交通費

### ニ 公衆電話等の通信費

情報提供者等との連絡等に要した通信費

## ( 3 ) 支出事務

犯罪捜査協力報償費の会計処理については、警察本部長を県警察全体の出納責任者たる取扱責任者とし、犯罪捜査協力報償費を執行する警察本部の担当課長等及び警察署長を各所属における出納の責任者たる取扱者としている。

犯罪捜査協力報償費による経費の支払の必要性が生じたときは、取扱補助者である管理官、次長等が、取扱者である所属長に対して、「捜査費支出伺」を用いて犯罪捜査協力報償費交付の伺いを立てた上で、当該取扱補助者から個々の捜査員に当該犯罪捜査協力報償費を交付し、捜査協力に対する謝礼等として支払われ、債主が領収したことの証拠書類として「領収書」が徴取されている。そして、その精算に関しては、捜査員が帰庁後に、「支払精算書」に領収書を添付して、取扱補助者の確認を受けて取扱者に対して報告することにより行われている。

なお、原則として徴取することとされている「領収書」については、自己の生命、身体、財産等の安全を危<sup>く</sup>惧する情報提供者に関しては、その意思によって、提出を強く拒まれるケースもあり、この場合においては、その旨を含めて「支払精算書」によって報告される。

犯罪捜査協力報償費の一連の執行状況、すなわち現金の出納に関しては、取扱補助者によって、「捜査費支出伺」、「支払精算書」、「領収書」に記載された内容を「現金出納簿」に転記し、月ごとに精算され、取扱者の確認を受け、さらに、「犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書」によって、出納機関による出納上の審査を受けることとなる。

そして、捜査員による精算の時点で、これらの情報が、関係書類に記載され、会計上の所定の手続がとられることとなり、その経理に関して、当該情報を転記する形で、「現金出納簿」ないし「犯罪捜査協力報償費支払明細兼

残高証明書」に記載され、所定の手続がとられている。

(4) 関係書類に記載される情報

このような一連の手続や、それに伴い作成等される関係書類の意義等が示すように犯罪捜査協力報償費の執行に際しては、犯罪の捜査や情報の収集等を行うべきとの判断をした捜査員が、上司に対して捜査指揮の伺いを立てると同時に、必要となる経費の支払に関し伺いを立てるものであり、その際に用いられる「捜査費支出伺」には、犯罪捜査に関する捜査指揮情報と同一の性質を有する情報が記載されている。

また、当該支出伺によって経費の支払が認められたものに関しては、その執行に伴い、当該捜査等の状況を表す「年月日」、「場所」、「謝礼等金額」及び「相手方の住所・氏名等」の情報が発生することとなり、特に、相手方から提出を受けた「領収書」については、当該相手方により直接氏名等の個人情報が入力されることとなる。

以上のことから、本件行政文書には、高度な秘匿性を有する犯罪捜査等に関する情報や、情報提供者等の犯罪捜査に関する情報源である特定の個人情報が入力されており、さらに、支払金額、支払時期等の情報提供謝礼等の個別の事実に関する情報が記録され、その事実に関する特定事項としての支払の事由や特定の捜査員の氏名等が相互に関連して記録されている。

(5) 作成、取得される書類

犯罪捜査協力報償費の執行に伴い作成又は取得する書類は次のとおりである。

イ 財務会計帳票等

- (イ) 支出負担行為兼支出命令決議書
- (ロ) 精算通知票
- (ハ) 返納決議書(債権者内訳書を含む。)
- (ニ) 納入(返納)通知書兼領収書
- (ホ) 施行伺(資金前渡伺)
- (ヘ) 犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書
- (ト) 現金出納簿

ロ 支出証拠書類

- (イ) 月分捜査費総括表
- (ロ) 捜査費支出伺
- (ハ) 支払精算書
- (ニ) 領収書(奥書証明及び支払報告書を含む。)
- (ホ) 返納決議書(支出証拠書類に係るもの。)



( 6 ) 支出証拠書類の取扱い

支出証拠書類には、特定の事件名や捜査員の氏名、情報提供者等の氏名等及び個々の捜査に係る個別の執行金額が記載されており、犯罪捜査に直接的に関わる情報が具体的・断片的に記録されている。

したがって、その保管管理については、犯罪捜査の秘匿性や情報提供者等の情報源を完全に保護する必要があり、厳重な秘密保持が要求されるものであることから、支出証拠書類を一体の綴り<sup>つづ</sup>として、取扱者において保管管理がなされている。

また、このような支出証拠書類の性質に鑑み、出納事務上も特別な配慮がなされ、その内容を証明するものとして、犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書を作成し、取扱者が奥書証明の上、出納機関に提出することにより、その支出について審査を受けているものである。

2 本件非開示情報と条例の非開示条項該当性について

( 1 ) 条例第 8 条第 1 項第 2 号該当性

支払精算書及び領収書には、事件関係者等の住所、氏名が記録されており、これらの情報は特定の個人が識別されるものであり、公表予定情報や公務員の職務遂行情報には該当せず、条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当し、同号ただし書イ及びロに該当しないため非開示としたものである。

( 2 ) 条例第 8 条第 2 項本文の規定による読み替え後の同条第 1 項第 4 号該当性

イ 警察職員の氏名等に関する情報

警察業務は、警察法（昭和29年法律第162号）第 2 条において、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」とされ、また、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第189条第 2 項において「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定されているとおり、犯罪捜査権は、主として警察官によって行使されることが予定されている。

よって、警察は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たるとともに、他の法令の執行等の職権職務を遂行するため、直接、被疑者等と対峙<sup>じ</sup>し、適法な強制力の行使等を通じて、警察法に規定された責務の実現を図るため努力すべき立場にある。

このため、警察職員は、強制力を行使される相手方である反社会性を有し、警察と対峙<sup>じ</sup>する暴力団や暴力的集団等の組織等から必然的に強烈的な反

発や反感を招く構造上の特性を有している。

こうした警察業務の特殊性に照らしてみれば、警察職員の氏名及び印影を公開することは、警察の職務や組織に恨みを持ち、あるいは警察活動を妨害しようとする個人や団体等が、当該警察職員やその家族に危害を加え、又は当該職員に懐柔工作等を行い、それにより当該職員が萎縮動揺し、警察業務の停滞につながるおそれがある。また、現場で警察活動を行うものは、警部補(同相当職)以下の警察職員である場合がほとんどであり、これら職員等に対し、様々な実力行使や牽制<sup>けん</sup>等が行われることによって、本来の警察活動が阻害されるおそれがある。

したがって、警部補(同相当職)以下の警察職員の氏名等に関する情報は、公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものと認められ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当するものとして非開示としたものである。

ロ 資金前渡職員の普通預金通帳に係る口座番号(お客様番号)

前記イで述べた警察業務の性質に照らし、警察組織を敵視し、警察活動を妨害することを企てる人物や団体等が、資金前渡に使用されている金融機関の口座等の情報を入手すれば、不正引出しや不正入金を行うことは技術的に可能であり、また、預金残高の調査等を売り物にしている調査会社、探偵社が数多く存在する実態から、資金前渡職員の預金口座番号及びこれと同一の番号であるお客様番号を公開することにより、警察業務の混乱等を招く目的で不正入金や不正引出しなどをはじめ預金口座情報を悪用した犯罪が敢行するなど、警察活動の妨害を行うおそれがある。

したがって、当該情報は、公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当するものとして非開示としたものである。

(3) 条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号該当性

イ 犯罪捜査協力報償費の個別執行情報

犯罪捜査協力報償費の個別執行情報は、捜査活動を費用面から表すものであり、一の執行に関する情報それ自体が犯罪捜査に関する情報であるばかりでなく、これを事件ごとの一連のものとして捉えれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況といった捜査活動の全体像を読み取ることが可能な情報である。

また、本件行政文書には、非開示決定の時点で現に捜査等が継続中である事件に係る個別執行情報を記録したのも含まれており、これらの情報

を公にすれば、当該事件捜査に係る各種の情報が明らかとなり、被疑者等の逃走、証拠隠滅はもとより、捜査妨害が敢行されたり、さらなる犯罪等が敢行されるなど、捜査活動に著しい支障が生じるおそれがあることから、これらの情報は条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

一方、非開示決定の時点では既に事件捜査が終了しているものであっても、一連の個別執行情報が事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報を反映している情報であることから、事件ごとの警察の捜査方針や捜査手法、捜査に要する期間等の捜査活動の全体像に関する分析も可能になる。このような分析がどの程度可能であるかはケースバイケースであるが、新聞、雑誌等から得られる情報や事件関係者等から得られる各種情報等と照合することにより、かなりの精度で行うことができる場合もあり得、将来において、これらの捜査手法等に応じた犯罪を敢行するなどの対抗措置が講じられるおそれがある。このようなことから、現に捜査中の事件以外の事件に関する個別執行情報についても、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

#### ロ 情報提供者等に係る情報

情報提供者等を特定又は推測することが可能となるような情報は、犯罪捜査情報に該当するが、それに加えて、これらの情報を公開すれば、情報提供者等が被疑者等の事件関係者から報復を受けたり、あるいは威迫されるおそれもあることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

また、これらの情報を公開することになれば、情報提供者等から以後の協力が得られなくなり、犯罪捜査等に著しい支障となることは明らかである。

#### ハ 犯罪捜査協力報償費の執行者に係る情報

犯罪捜査協力報償費の執行者に係る情報は、犯罪捜査に関する情報であるとともに、これらの情報を公開することになれば、情報提供者等に係る情報と同じように、捜査員、あるいは捜査員の家族が被疑者等の事件関係者から報復を受けたり、あるいは威迫されるおそれがあることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

### 二 本件行政文書ごとの非開示理由

#### (イ) 捜査費支出伺

捜査費支出伺には、支出伺日、支出伺金額、交付金額、支出の事由、捜査員の領収日、捜査員の官職、氏名及び印影の非開示情報が記載され

ている。

これらの情報は、たとえ、処理終結後相当期間経過したものであっても、犯罪事件捜査は極めて広範な波及性を有し、新たな捜査展開がなされることが多いといった具体的な事例がある以上、捜査終結を理由に当該情報を公開することはできず、公開することによってその後の捜査活動に極めて大きな支障が生じさせるおそれがあると認められる。

また、捜査費支出伺には、個別的な犯罪捜査に関する具体的な情報が記録されており、県警察における犯罪捜査活動に支障が生じるおそれがある。

このため、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

#### (ロ) 支払精算書

支払精算書には、作成年月日、領収年月日、既受領額、支払額、差引過不足額、支払年月日、内訳金額、債主名（情報提供者等の住所、氏名等）支払事由、備考欄、返納・支払の区分欄、返納・不足の区分欄、返納・領収の区分欄、精算年月日、捜査員の官職、氏名、印影等の非開示情報が記載されている。

これらの情報は、個別的な犯罪捜査に関する具体的な情報であり、これら情報が公になれば、県警察における犯罪捜査活動に重大な支障が生じるおそれがあり、そのいずれもが条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

#### (ハ) 領収書

情報提供者等に対して金銭を交付した際に作成された領収書には、情報提供者等の直筆による住所、氏名、受領金額、受領年月日及び印影が記載され、領収印のない領収書の場合には、奥書証明付きの台紙に貼付され、前記情報のほか、奥書証明日、捜査員の官職、氏名、印影が記載されている。さらに、領収書が徴取できなかった場合には、捜査員により、領収書に代わるものとして支払報告書（平成13年2月分及び3月分については様式一部変更）が作成され、捜査員の官職、氏名、印影のほか、報告年月日、支払年月日、支払場所、支払金額、情報提供者等の住所、氏名、拒否理由等が記載されている。

また、情報提供者等に対する金銭の謝礼以外の領収書には、おおむね支払者、領収年月日、領収額、飲食店等の名称、所在地、電話番号等の情報が記録されており、領収書を貼付した奥書証明付きの台紙には、捜査費を執行した捜査員の奥書証明としての支払年月日、捜査員の所属、官職、氏名、印影、支払事由及び取扱者の確認年月日、確認印が記録されている。

さらに、情報提供者等との接触に要する経費に関する領収書には、個別の犯罪捜査の時期、方法、これに要した金額等が記載されており、これが公にされれば、当該犯罪捜査の対象者やその関係者が罪証隠滅等の対抗措置をとることが容易になり、犯罪捜査によって必要な情報や資料の収集が困難になるおそれがある。

また、奥書証明付きの領収書の場合、担当の捜査員の氏名等が記載されており、支払年月日、支払金額、支払事由等の情報と組み合わせることによって、情報提供者等が特定又は推認されるおそれがあるほか、支払報告書には、捜査員の官職、氏名、印影のほか、報告年月日、支払年月日、支払場所、支払金額、情報提供者等の住所、氏名、拒否理由等が記録されており、情報提供者等が特定又は推認されるおそれがある。

したがって、領収書に記録されているこれら情報を開示すれば、県警察における犯罪捜査活動に支障が生じるおそれがあり、いずれも条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

## (二) 現金出納簿

現金出納簿の年月日欄には、犯罪捜査協力報償費の交付日が記載されており、これらの情報が公になれば、交付日、月毎の変動状況が明らかとなり、事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報及び被疑者等事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況用の動向を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪捜査に支障が生じるおそれがある。

また、犯罪捜査協力報償費の交付日と事件発生や事件が伏在している可能性がある事実の報道等の情報及び被疑者等事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、情報提供者等が特定、又は推察され、報復を受けるおそれ及び今後の捜査協力が得られなくなるおそれがある。

現金出納簿の摘要欄には、捜査費の支出事由、捜査員の氏名等が記載されており、これらの情報が公になれば、捜査費の使用目的、捜査員の担当部門等が判明し、事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報及び被疑者等事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、特定所属又は特定部門の捜査活動等の活発さや進展状況等の動向を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪捜査に支障が生じるおそれがある。

また、捜査費の支出事由、捜査員の氏名等が公になれば、事件発生や事

件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報及び被疑者等事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、情報提供者等が特定又は推察され、報復を受けるおそれ及び今後の捜査協力が得られなくなるおそれがある。

現金出納簿の収入金額欄、支払金額欄及び差引残額欄には、それぞれ該当金額及び繰越金額が記載されており、これらの情報が公になれば、該当金額、交付回数が判明し、事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報及び被疑者等事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況用の動向を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪捜査に支障が生じるおそれがある。

また、該当金額が公になれば、謝礼単価が推察され、謝礼の多寡が知られることにより、情報提供者等との協力関係に悪影響を及ぼし、今後の捜査協力が得られなくおそれ等がある。

以上のことから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

(ホ) 犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書

犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書に記録されている情報のうち、非開示とされている部分は、支払日、支払額（個別）、残額（個別）の各情報であることが認められる。

これらの情報は、個別の支出ごとに作成等される捜査費支出伺、支払精算書及び領収書に記載されている情報と同一の情報である。

したがって、犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書に記録されている、これら情報を開示すれば、県警察における犯罪捜査活動に支障が生じるおそれがあることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

(3) 月1件執行における当該月の「残額」等の非開示

本件行政文書のうち、財務会計帳票等の「精算通知票」、犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書、現金出納簿及び支出証拠書類の「月分捜査費総括表」における「残額」、「繰越額」、「支払額」については、開示しているところであるが、月1件執行の場合には、当該月の「残額」、「繰越額」及び翌月の「繰越額」、「支払額」について非開示とした。その理由は次のとおりである。

情報提供者等に支払っている謝礼（個別執行額）の額を公にした場合、他の協力者への謝礼と比較した謝礼の多寡が知られることにより捜査員と情報

提供者等との関係に悪影響を及ぼすおそれがあるなど、捜査員の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。このため、個別執行額については、非開示としているものであるが、月1件執行の場合に、当該月の「残額」、「繰越額」及び翌月の「繰越額」、「支払額」を開示した場合、当該個別執行額が容易に判明するため、個別執行額の非開示措置の延長線上にあるものとしてやむを得ず非開示措置を講じたものである。

### 3 部分開示の考え方について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に前条の規定により開示することができない情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。」と規定している。

この規定は、一の行政文書に複数の情報が記載されている場合において、非開示事由に該当する情報については非開示とし、それに該当しない情報を開示すべきと規定しているにすぎないものと解され、一の情報を更に細分化して部分開示の対象とすべきということまで規定しているとは解されないところである。この点については、既に最高裁判例等において認められている。

犯罪捜査協力報償費の個別執行情報は、一の執行に関する支払日や支払金額等の記載事項が独立した一体的な情報を構成していることから、当該情報を細分化し、その個々の部分について非開示情報該当性を判断した上で、該当部分を黒塗り、被覆等するなどして開示することまで義務付けられているものとは解されない。

したがって、本件行政文書のうち、犯罪捜査協力報償費の個々の支払ごとに、その支出伺日、金額、支出の事由等の事項が一体となって、1個の「情報」を構成しているので、開示・非開示の判断は、条例第8条第1項第2号が適用される個人識別情報を除き、原則として、これら「情報」を単位として行うべきである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与すること

を目的」として制定されたものであり，原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は，この原則公開の理念に立って，条例を解釈し，以下判断するものである。

## 2 本件行政文書について

実施機関は，本件行政文書に係る本件非開示情報が条例第8条第1項第2号，同条第2項本文又は同項ただし書に該当することを非開示の理由としていることから，本件行政文書に係る本件非開示情報が各非開示条項に該当するかどうかを検討する。

### (1) 条例第8条第1項第2号，同条第2項本文又は同項ただし書該当性について

条例第8条第1項第2号は，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き，実施機関は，行政文書の開示をしなければならないと規定し，いわゆる個人識別型を採用している。これは，行政文書の開示による当該行政文書に記載されている個人の権利利益の侵害を確実に回避し，個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため，個人が特定できる情報を包括的に非開示にすることにして保護することとしたものである。また，条例第3条第1項後段は，実施機関に，個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務付け，その保護の徹底を図っている。

しかし，特定の個人が識別され，又は識別され得る情報の中にも，例外的に保護する必要がない情報として，条例第8条第1項第2号ただし書は，「イ 法令の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において，当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員の職，氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については，同号本文に該当する場合であっても，開示をしなければならないと規定している。



条例第 8 条第 1 項第 4 号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」が記録されている行政文書については、実施機関は行政文書の開示をしないことを規定している。

これは、県は公共安全と秩序を維持し、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているため、公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書については、実施機関の第一次的判断権を尊重し、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

そして、条例第 8 条第 2 項は、第 1 項第 4 号に規定する公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報が記録されている行政文書が、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したものであるときは、「支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を「支障が生ずるおそれのある情報」と読み替えることとし、原則として、実施機関の第一次的判断権の尊重は行わないものとした。(条例第 8 条第 2 項本文)

ただし、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合で、当該行政文書に条例第 8 条第 2 項ただし書第 1 号から第 4 号までに掲げる以下の情報が記録されているときは、例外的に「実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報」として判断し、実施機関の第一次的判断権を尊重することとした。(条例第 8 条第 2 項ただし書)

第 1 号 その団体又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれのある団体に係る取締りに関する情報

第 2 号 刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)の規定による犯罪の捜査、公訴の維持又は刑の執行に関する情報

第 3 号 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査に関し情報を提供したもの、第 1 号の取締りの対象となった団体若しくは前号の犯罪の捜査の対象となったもの又は取締り若しくは捜査の関係者が識別され、又は識別され得る情報

第 4 号 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に係る方法、技術、特殊装備、態勢等に関する情報

本件行政文書に記録されている非開示情報は以下のとおりであり、これらについて、実施機関が非開示理由として挙げている条例第 8 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項本文又は同項ただし書に該当するかどうかについてそれぞれ検討

する。

( 2 ) 財務会計帳票に記録されている本件非開示情報について

A 警察職員の氏名等

イ 警部補相当職以下の警察職員の氏名及び印影

本件行政文書のうち、少年課勤務の警察職員の氏名及び印影が非開示にされている。

これら警察職員の氏名及び印影は、条例第 8 条第 2 項ただし書第 1 号から第 4 号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。

一方、警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、相手方となる者の反発、反感を招きやすい性質を有しているものと認められるが、こうした警察業務の性質に照らせば、警察職員の氏名又は印影を公開することによって、警察組織に怨みを持ち、あるいは警察活動を妨害しようとする人物、団体等が、当該警察職員の家族の私生活を侵害したり、当該職員に襲撃、工作等を行って、それにより当該職員が萎縮し警察業務の停滞につながるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものと認められることから、警部補相当職以下の警察職員の氏名及び印影については、条例第 8 条第 2 項本文の規定による読替え後の同条第 1 項第 4 号に該当し、非開示とすることが適当である。

ロ 現金出納簿における摘要欄の捜査員の官職

捜査員の官職は、人員の配置状況によっては捜査員が識別され得る情報であることから、条例第 8 条第 2 項ただし書第 1 号又は第 2 号に掲げる情報に該当するものと認められる。

実施機関に確認したところ、平成 12 年度における本件行政文書を保有している少年課及び交通指導課においては、平成 12 年 4 月 1 日時点で本件行政文書記載の官職の捜査員が複数在職し、一人しかいないなど特定の捜査員を識別できる状況になかったものと認められ、また、捜査員の官職を公開したとしても、どのような官職の職員が犯罪捜査協力報償費を支出したかが明らかになるとどまり、犯罪捜査に支障が生じるなど公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、現金出納簿における摘要欄の捜査員の官職については、条例第 8 条第 2 項ただし書第 1 号又は第 2 号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、条例第 8 条第 2 項本文の規定による読替え後の同条第 1 項第 4 号に該当せず、開示することが適当である。

## 八 現金出納簿における摘要欄の捜査員の氏名

捜査員の氏名は、条例第8条第2項ただし書第1号又は第2号に掲げる情報に該当するものと認められ、公開すると特定の捜査員が識別され、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

## B 犯罪捜査協力報償費の金額（個別執行額）等

イ 犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における a . 支払額 , b . 残額 , c . 支払額月計 , d . 残額月計 , e . 受入額 , f . 受入額月計（ただし , c から f までについては , 犯罪捜査協力報償費が当該月に1件だけ執行されている場合。）, 精算通知票における積算内訳欄の繰越額 , 計 , 支払額 , 残額（ただし , 犯罪捜査協力報償費が当該月に1件だけ執行されている場合。）, 現金出納簿における g . 支払金額 , h . 差引残額 , i . 頁間繰越額 , j . 支払金額月分計 , k . 支払金額月累計 , l . 差引残高月累計（ただし , j から l までについては , 犯罪捜査協力報償費が当該月に1件だけ執行されている場合。）は , 犯罪捜査協力報償費の個別執行額が明らかになる情報である。

審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ , その性質上 , 情報提供謝礼又は捜査協力謝礼（以下「情報提供謝礼等」という。）と接触費の二種類に分けられることが確認できた。

## ロ 情報提供謝礼等

情報提供謝礼等の個別執行額は , 金額がほぼ定型化・類型化している。また , 実施機関の説明によれば , 情報提供謝礼等の金額の決定は , （イ）事件解決の影響度や情報入手の困難性から見た情報価値の程度 , （ロ）情報提供謝礼等を支払う必要性の有無 , （ハ）情報提供謝礼等の金額の妥当性の有無につき , 取扱者である各所属長が総合的に勘案して行うものであり , 提供された情報の個別的具体的な内容や価値に応じて支払われる金額の上限等について定めた宮城県警察内部の統一的な基準は存在しないとされている。したがって , 情報提供謝礼等の個別執行額を開示しても , 個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者が識別されるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

この点につき実施機関は、情報提供謝礼等の個別執行額は、捜査活動を費用面から表すものであり、事件ごとに一連のものとしてとらえれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展等の各種捜査情報を反映していると説明しているが、上記のとおり、そもそも個別執行額を公開しても具体的事件は明らかにならないのであるから、事件ごとの捜査体制等も明らかになるものではないと認められるので、実施機関の主張は採用できない。

また、実施機関は、情報提供謝礼等の個別執行額が公開されると、情報提供者等が自己の情報提供等に対する金額と照らし合わせ、謝礼の多寡が知られることにより捜査員との関係に悪影響を及ぼすおそれがあるとしているが、情報提供謝礼等の金額は、所属長が前記（イ）から（ハ）までの事情を総合的に勘案して決定されており、また、情報提供等の内容が明らかにされていなければ、個別執行額が明らかになっても、情報提供者等が単純に金額を比較して捜査員との関係に悪影響を及ぼすおそれがあるとは認められず、この点についても実施機関の主張は採用できない。

したがって、情報提供謝礼等に係る個別執行額は、条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められるが、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

## 八 接触費

接触費の個別執行額は、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、公開しても、個別的具体的事件名や特定の情報提供者等氏名、情報提供者等との接触到に用いられた場所が明らかになり今後の捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

## 二 個別執行件数

個別執行額を公開した場合、平成12年度の少年課及び交通指導課における個別執行件数が明らかになるが、この点につき、実施機関は、執行件数が明らかになると協力者数が判明し、この「数」の情報は当該事件の捜査状況を直接的に反映するものであり、担当課等の捜査能力が推定され得る旨を説明する。しかし、執行件数から明らかになる情報は、平成12年度の少年課及び交通指導課において協力者に謝礼等を支払った総

件数にすぎないのであって、情報提供者等の人数を反映しているとまでは必ずしも言えないのであり、少年課及び交通指導課の捜査能力が推定されるおそれはなく、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。また、執行件数が明らかになっても、個別的具体的事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別されるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

#### C 月日

本件行政文書のうち、a．犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における支払月日、b．現金出納簿における支払日、c．現金出納簿における摘要欄の追給月日又は返納月日が非開示にされている。

これらの月と日は、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。

このうち、月については、公開しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別されることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

ただし、日にちについては、他の情報との組み合わせにより、個別的具体的な事件が明らかになり、又は特定の情報提供者等が識別されることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められることから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

#### D 資金前渡職員の口座番号

本件行政文書のうち、県警察本部各課の資金前渡職員の普通預金通帳の口座番号が非開示にされている。

この点に関し、平成11年度宮城県警刑事部、交通部、警備部の犯罪捜査協力報償費支出関係文書に係る文書開示拒否処分取消請求事件について平成17年10月27日に言渡しのあった仙台高等裁判所判決において、「資金前渡職員の普通預金通帳の口座は、宮城県警の各部署において報償費等の支払の必要が生じた都度所定の手続を経て会計課に請求した金員が会計課から振り込まれるための口座であって、各部署の資金前渡職員は、会計課からの入金があり次第振込金の全額を引き出していることが認められる。そうすると、そもそも印鑑や通帳を用いずに預金を引き出すことが可能

であることについては疑問があるが、その点はしばらく置いて、仮に他人の口座番号を知った者が何らかの方法によりその預金口座から預金を不正に引き出すことが可能であったとしても、上記のような資金前渡職員の口座から預金を不正に引き出すことは、入金日を知らない限りほとんど不可能というべきであって、当該預金口座から不正に引き出されるおそれはないものというべきである。また、普通預金口座の口座番号を知れば、第三者がここに金員を振り込むことが可能となるが、当該預金口座の入出金額等は各部署がした請求の資料と一致しているはずであるから、第三者から余分の振込があったとしても、そのことによって捜査活動等の警察業務が妨害されることは考えられない。」と説示している。そして、この判断は審査会においても十分に是認し得るものと認められることから、同様の理由により本件行政文書に記録された警察本部各課等の資金前渡職員の普通預金通帳の口座番号については、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

#### E 現金出納簿の摘要欄の情報

審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ、現金出納簿の摘要欄の情報は、宮城県警察組織規則（昭和37年公安委員会規則第2号）に定める宮城県警察各課の所掌事務に掲げる犯罪類型又は当該所掌事務から容易に推定できる犯罪類型に係る情報提供に対する謝礼のためといった、定型的又は類型的な表現で記録されていることが認められた。このような表現で記録された支出事由は、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、これらを開示しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別され得ることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

#### (3) 支出証拠書類に記録されている本件非開示情報の審議方法について

本件行政文書のうち支出証拠書類に記録されている本件非開示情報について、実施機関は公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとして、条例第8条第2項ただし書に該当するので非開示とする判断をしている。

この点につき、審査請求人は、本件行政文書のうち支出証拠書類に記録されている情報提供者等が実在せず、又は当該情報提供者等に対する犯罪

捜査協力報償費の支出自体が実際にはなされていないなど、本件行政文書のうち支出証拠書類に記録されている情報が架空のものであれば、本件非開示情報を開示しても公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれはない旨を主張している。

審査会はインカメラ審理を行ったが、一見して明らかに本件行政文書が真正のものではないとは認められなかったものの、a．個々の事案において、犯罪捜査協力報償費を支払うことが必要であると判断した具体的事情が不明であるため、犯罪捜査協力報償費を支払った場合と支払わなかった場合との事情の違いが判然としないこと、b．通常は犯罪捜査協力報償費を支払ってまで情報を得る必要がないと思われる捜査活動においても情報提供者等に犯罪捜査協力報償費が支払われていることが見受けられること、c．警察本部において、犯罪捜査協力報償費の支出関係書類が一般的な支出関係書類より秘匿性が高いものとして厳重に取り扱われているのであれば、情報提供者等の保護を図るため情報の記載を抽象化する必要が全くないにもかかわらず、情報提供者等に係る一般的記載事項の中に、一部の情報の記載を省略することにより、抽象化されている情報が見受けられること、d．情報提供者等からの領収書がほとんどなく、領収書があった場合でも領収書に記載された情報提供者等に関する情報が十分でないこと、e．犯罪捜査協力報償費の金額がほぼ定型化・類型化していること、などの点から、本件行政文書に記録されている情報が真正のものであること、すなわち情報提供者等が実在し、本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていることについて心証を形成するに至らなかった。

そこで、審査会は、インカメラ審理だけでは、上記 a から e までの疑問点について、十分な心証を形成することができなかつたため、犯罪捜査協力報償費を直接渡したと記録されている捜査員からの事情聴取について実施機関に文書で依頼した。

これに対し、実施機関は、(イ)「捜査員は、協力者等から、協力事実について部外に明らかにしないことを前提として協力等を得ていたため、審査会において、インカメラ審理により、非開示情報をすべて提示させ、県監査委員に対しても捜査上の支障により提示することができなかつた情報を直接確認した上で、唯一、協力者を熟知する立場の捜査員から、随時監査に引き続き、再度、直接聴取することになれば、捜査員と協力者等との信頼関係が損なわれるおそれが生じ、以後の協力が得られなくなるなど、捜査活動に多大な影響を及ぼすことが懸念される」こと、(ロ)「非開示部分に関しては、開示することによる支障について、実施機関として第一次

的に判断を行ったもので、当該判断についての説明は、犯罪捜査協力報償費の取扱者たる所属長等の幹部職員によるべきであり、個々の捜査員が説明することは妥当ではない」こと、(八)上記 a から e までの疑問点については、個別に説明しているが、いずれも最終的には所属長の判断のため、結局のところ、個々の捜査員が、「適切かつ正確に説明することは困難である」としている。

このような実施機関の回答は、次の点で妥当ではないものと言わざるを得ない。すなわち、(イ)に関しては、実施機関は、捜査員と情報提供者等との信頼関係を重視しているが、条例の規定により、審査会は、インカメラ審理により行政文書を確認できる権限を有しており、他方で審査会の委員には守秘義務が課されており、審査会の場で知り得た秘密が外部に漏れることは実際上あり得ないにもかかわらず、審査会において捜査員が聴取依頼に応じたことが明らかになれば、直ちに捜査員と情報提供者等との信頼関係を損ない、以後の協力が得られなくなるなど、捜査活動に多大な影響を及ぼすとしていること、さらに付言すれば、仮に捜査員の聴取の結果、情報提供者等への謝礼の支払について、心証が得られなかったとすれば、そもそも実体のないものであるので、捜査員と情報提供者等との信頼関係が損なわれるなどという問題は発生しないこと、(ロ)に関しては、審査会は、実施機関の判断が妥当であるかどうかを判断するために、犯罪捜査協力報償費を直接渡したと記録されている捜査員から具体的な事情を聴取することが必要と考え、犯罪捜査協力報償費が授受されていることの心証がとれるかどうかを判断するために不可欠であることから求めたのであって、捜査員に対して「開示することによる支障」についての判断の説明を求めたのではないにもかかわらず、実施機関は、「個々の捜査員が説明することは妥当ではない」としていること、(ハ)に関しては、情報提供謝礼等の個別執行額をみると、前記 e (23頁)で述べたように、金額はほぼ定型化・類型化しているが、その一方で、同一課において事件名が同じ場合であっても、A 捜査員が支払った場合と B 捜査員が支払った場合とでは金額にばらつきがあり、また、支払われた日によっても金額にばらつきがあって、「執行額の決定は、所属長が、協力内容を評価しつつ、限られた年間予算の枠内での効率的運用という観点から、捜査の一環として行っていたものであり、捜査員が額を決定していたものではない」との実施機関の説明では、なお、不自然な点が残ること。

このように、審査会は、実施機関からの非開示理由の聴取後、本件行政文書に記録されている情報が真正のものであること、すなわち、情報提供者等が実在し、本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていることについて心証形成に努めるべく審議を重ねたが、遺憾ながら十分な



調査ができず、結局、この点について心証を形成することはできなかった。

なお、審査請求人は、審査会の調査手法について、条例第27条第4項に基づき、情報提供者等との面談や接触場所とした店舗の訪問を行うなど、実際に支払われたかどうかについて、審査会自ら調査すべきである旨主張している。

しかし、審査会の調査能力にも實際上自ずと限界があり、また、本件において、一般市民である情報提供者等との面談等を行うことが適切かどうかについても疑問がないとは言えない。

以上のとおり、審査会は本件行政文書に記録されている情報が真正のものであることについて十分な心証を形成することができなかったが、このような不確かな状況において、仮に審査会がこのような情報を開示することが適当と判断した情報の中に本来非開示とすべき情報が含まれていたとすると、それらを公開することにより、情報提供者等の個人情報や捜査等に関する情報が明らかになり、個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持に重大な支障が生じる結果になりかねない。

このため、審査会は、本件行政文書に記録されている情報がすべて真正のものであること、すなわち、情報提供者等として記録されている人が実在しており、また、本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支払われていると仮定した上で、実施機関が非開示とした情報が非開示条項に該当するかどうかについて検討せざるを得ない。

#### (4) 支出証拠書類に記録されている本件非開示情報について

##### A 捜査員の勤務係名、氏名等

##### イ 捜査員の勤務係名

宮城県警察本部の組織については、宮城県警察本部の内部組織に関する条例（昭和29年条例第31号）第8条の規定を受けた宮城県警察組織規則第3条において規定されている。しかし、当該規則では県警察本部の部課等までしか規定されておらず、係名までは規定されていない。実施機関に確認したところ、平成12年4月1日時点において、少年課及び交通指導課の各係では、捜査員が複数在職し、捜査員が一人しかいないなど特定の捜査員を識別できる状況になかったものと認められ、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、また、捜査員の勤務係名を公開したとしても、どのような係の職員が犯罪捜査協力報償費を支出したかが明らかになるにとどまり、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支

障が生じるおそれがあるとは認められないことから，捜査員の勤務係名については条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず，開示することが適当である。

#### ロ 捜査員の官職

捜査員の官職は，(2) - A - ロ（18頁参照）で検討したとおり，条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず，開示することが適当である。

#### ハ 捜査員の氏名，印影及び領収書のあて先

捜査員の氏名は，(2) - A - ハ（19頁参照）で検討したとおり，条例第8条第2項ただし書第1号又は第2号に掲げる情報に該当するものと認められ，条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し，非開示とすることが適当である。また，捜査員の印影も同様の理由から非開示とすることが適当である。さらに，犯罪捜査協力報償費を受領したものが作成する領収書のあて先は，その全てが「上様」等と記載され，特定の捜査員が識別され得ない表現で記録されており，条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，公開しても特定の捜査員が識別され又は個別的具体的事件が明らかになり犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず，開示することが適当である。

#### ニ 捜査員の人数

捜査費支出伺における「(捜査員氏名)他 名渡」という捜査員の人数は，公開しても担当捜査員のうち犯罪捜査協力報償費を支出した捜査員の人数が明らかになるだけで捜査体制が明らかになるわけではないから，条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。また，犯罪捜査協力報償費を支出した捜査員の人数は，公開しても特定の捜査員が識別され又は個別的具体的事件が明らかになるとか，犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから，捜査員の人数については条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず，開示することが適当である。

B 犯罪捜査協力報償費の金額（個別執行額）等

イ a . 支払精算書における支払額内訳欄の個別執行額，b . 領収書における金額，c . 支払報告書における支払金額，d . 月分捜査費総括表における前月より繰越額，本月支払額及び残額（ただし，d については，犯罪捜査協力報償費が当該月に 1 件だけ執行されている場合。）

a から d については，犯罪捜査協力報償費の個別執行額が明らかになる情報である。

この点について，既に（2）- B - 口（19及び20頁参照）で検討したとおり，情報提供謝礼等に係る個別執行額は，条例第 8 条第 2 項ただし書第 3 号に掲げる情報に該当するものと認められるが，条例第 8 条第 2 項ただし書の規定による同条第 1 項第 4 号に該当せず，開示することが適当である。また，（2）- B - 八（20頁参照）で検討したとおり，接触費の個別執行額は，条例第 8 条第 2 項本文の規定による読替え後の同条第 1 項第 4 号に該当せず，開示することが適当である。

ロ 支払精算書における個別執行件数

個別執行額を公開した場合，平成12年度の少年課及び交通指導課における個別執行件数が明らかになるが，（2）- B - 二（20及び21頁参照）で検討したとおり，開示することが適当である。

ハ a . 支払精算書における「返納額について返納」又は「不足額について支出」の別，b . 「返納額の返納」又は「不足額の領収」の別（ただし，b については，平成13年 2 月及び 3 月の様式では「返納額の返納を受領」又は「不足額を受領」の別にそれぞれ変更。以下同じ。）

a 及び b については，前記イで検討したとおり，犯罪捜査協力報償費の個別執行額のうち情報提供謝礼等に係るものは条例第 8 条第 2 項ただし書の規定による同条第 1 項第 4 号に該当しないことから，仮に条例第 8 条第 2 項ただし書第 3 号に掲げる情報に該当するとしても，条例第 8 条第 2 項ただし書の規定による同条第 1 項第 4 号に該当しない。

また，a 及び b について，犯罪捜査協力報償費の個別執行額のうち接触費に係るものは，条例第 8 条第 2 項ただし書第 1 号から第 4 号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，条例第 8 条第 2 項本文の規定による読替え後の同条第 1 項第 4 号に該当しない。

したがって，支払精算書における「返納額について返納」又は「不足額について支出」の別，「返納額の返納」又は「不足額の領収」の別については開示することが適当である。

ニ 支払精算書における既受領額（ただし，平成13年2月及び3月の様式では交付額に変更。），支払額及び差引過（ ）不足額

支払精算書における既受領額は，特定の捜査費支出伺に基づき捜査員が概算で受領していた犯罪捜査協力報償費の金額であり，支払額は，その既受領額のうち個別に執行した金額の合計であり，差引過（ ）不足額は，既受領額から支払額を差し引いた過不足額である。すなわち，これらの情報は前記イで非開示情報に該当しないと判断した犯罪捜査協力報償費の個別執行額から明らかになる情報であり，情報提供謝礼等に係るものについては，仮に条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するとしても，条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当しない。

また，接触費に係る個別執行額については，条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって，支払精算書における既受領額，支払額及び差引過（ ）不足額については開示することが適当である。

ホ 捜査費支出伺における概算払の総額（ただし，平成13年2月及び3月の様式では支出額に変更。以下同じ。）及び内訳欄の金額

捜査費支出伺における概算払額の総額は，特定の捜査費支出伺に基づき捜査員（A - 二（26頁参照）で検討したとおり複数の場合もある。）が受領する犯罪捜査協力報償費の総額であり，内訳欄の金額は，各捜査員が支出事由別に受領する概算額である。すなわち，これらの情報は前記八と同様に，情報提供謝礼等に係るものについては，条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当しない。

また，接触費に係る個別執行額については，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって，捜査費支出伺における概算払の総額及び内訳欄の金額については開示することが適当である。

C 年月日

イ 年月日全ての場合

本件行政文書のうち，a.支払精算書における精算書作成年月日，b.支払精算書における概算金額受領年月日（ただし，平成13年2月及び3月の様式では交付年月日に変更。），c.支払精算書における支払額内訳欄の支払年月日，d.支払精算書における返納年月日又は領収年月日

(ただし、平成13年2月及び3月の様式では、返納額の返納年月日又は不足額受領年月日に変更。)、e.領収書における領収年月日、f.領収書の奥書証明年月日、g.奥書証明の課署長の確認年月日、h.支払報告書における報告書作成年月日、i.支払報告書における支払年月日が非開示にされている。

本件開示請求において本件行政文書の所属年度が明記されており、それを踏まえて実施機関が本件行政文書を特定していることからすれば、本件行政文書を特定した段階でその所属年度が平成12年度であることは明らかである。したがって、本件行政文書は、一部の精算行為を除き、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの年月日が記録されていることは容易に推測できる。

これらの年と月と日は、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。

このうち、年と月は、公開しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別されることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

ただし、日にちについては、(2)-C(21頁参照)で検討したとおり、他の情報との組み合わせにより、個別的具体的な事件が明らかになり、又は特定の情報提供者等が識別されることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められることから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

#### ロ 日にちのみの場合

本件行政文書のうち、a.捜査費支出伺における支出伺日、b.捜査費支出伺における領収書欄の領収日(ただし、平成13年2月及び3月の様式では内訳の交付日に変更。)が非開示にされている。

この点について、前記イで検討したとおり、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

#### D 捜査費支出伺における支出事由及び支払精算書における支払事由

審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ、捜査費支出伺における支出事由及び支払精算書における支払事由欄の情報は、宮城県警察組織規則に定める宮城県警察各課の所掌事務に掲げる犯罪類型又は当

該所掌事務から容易に推定できる犯罪類型に係る情報提供に対する謝礼のためといった定型的又は類型的な表現で記録されていることが認められた。このような表現で記録された支出事由は、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、これらを開示しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別され得ることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

#### E 支払精算書における債主名

債主名は、犯罪捜査協力報償費を直接支払った相手方に関する情報であるが、情報提供謝礼等や接触費に係る債主名は条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められ、特定の情報提供者等が識別され又は情報提供の場所等が明らかになり犯罪捜査に支障が生じるなど公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し、また、特定の個人の氏名が記録されている場合の債主名は、特定の個人が識別され得る情報であって、公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同項同号ただし書イ又はロに該当しない。

したがって、支払精算書における債主名については、情報提供謝礼等や接触費に係るもので支払の相手方が識別され得るときは非開示とすることが適当である。

#### F 支払精算書における備考欄に記録されている情報

支払精算書における備考欄には、捜査員が犯罪捜査協力報償費を渡した相手方から領収書を徴することができなかった理由が記録されている。この点について、実施機関は、犯罪捜査協力報償費の執行に当たっては、情報提供者等から領収書を徴することが原則であり、捜査員は情報提供者等に対して領収書の提出を要求はするが、情報提供者等の中には氏名が公になることによる報復や嫌がらせなどの後難を恐れ、領収書の提出に難色を示す者がおり、そのような者に対しては、警察としては協力者保護の観点からその意思に反することはできず、やむを得ず領収書を徴することができないことがあると説明している。

そこで、まず、領収書を徴することができたか否かの情報が非開示情報に当たるかどうかについて検討すると、この情報を開示しても、特定の情報提供者等が識別され得るおそれはないものと認められる。それゆえ、領収書を徴することができたか否かの情報は、条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報には該当しないものと認められ、これらを開示しても、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

次に、備考欄に記録されている領収書を徴することができなかった理由の具体的な内容について検討する。

審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ、例えば、「後難を恐れて」といった一般的抽象的な表現で記録されており、特定の情報提供者等が識別され得るおそれはないものと認められた。したがって、領収書を徴することができなかった理由は、条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報には該当しないものと認められ、これらを開示しても、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

#### G 支払精算書における確認書欄の課・署長の押印欄の印影

実施機関の説明によると、犯罪捜査協力報償費を受領した情報提供者等から領収書を徴することができなかった理由が備考欄に記載されている場合、支払精算書における確認書欄の課・署長欄に課等の長が確認印を押印することになっており、この印影の有無により、領収書を徴することができたか否かの情報が明らかになる。この点については、前記Fで検討したとおり、領収書を徴することができたか否かの情報は条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報には該当しないものと認められ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

次に、領収書を徴することができなかった理由が備考欄に記載され、課・署長の印影が記録されている場合に、当該印影が非開示情報に当たるかどうかであるが、当該欄に押印する職員は、捜査員ではなく、かつ警部相当職以上の者であると認められる。したがって、その私印の印影は、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。また、本件開示請求の時点において、宮城県職員録又は新聞の異動記事により氏名が公表されている警部相当職以上の警察職員の氏名については既に公表されたものと見ることができ、これ

らを公開することにより公共の安全と秩序の維持に新たな支障が生じるおそれがあるとは認められず，条例第 8 条第 2 項本文の規定による読替え後の同条第 1 項第 4 号に該当しない。

したがって，支払精算書における確認書欄の課・署長の押印欄の印影については，開示することが適当である。

## H 領収書

### イ 犯罪捜査協力報償費の用途

審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ，犯罪捜査協力報償費の用途については，慣行として一般的に用いられる「ただし飲食代として」といった一般的抽象的な表現で記録されており，この情報は条例第 8 条第 2 項ただし書第 1 号から第 4 号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，これらを開示しても，個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別され得ることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから，条例第 8 条第 2 項本文の規定による読替え後の同条第 1 項第 4 号に該当せず，開示することが適当である。

### ロ 領収書発行者（情報提供者等，飲食店等）の氏名又は名称・印影・住所・電話番号等

情報提供者等の氏名又は接触の場所である飲食店等の名称，印影，住所，電話番号等は，条例第 8 条第 2 項ただし書第 1 号，第 2 号又は第 3 号に掲げる情報に該当するものと認められ，具体的個別的な事件や特定の捜査員，情報提供者等，情報提供の場所等が識別され犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められることから，条例第 8 条第 2 項ただし書の規定による同条第 1 項第 4 号に該当する。

また，情報提供者等が個人である場合，その氏名は特定の個人が識別されるものであり，公表予定情報や公務員の職務遂行情報に該当せず，条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し，同項同号ただし書イ又はロに該当しない。

したがって，領収書発行者（情報提供者等，飲食店等）の名称，印影，住所，電話番号等については非開示とすることが適当である。

### I 奥書証明書（ただし，平成13年 2 月及び 3 月は支払報告書として様式化されている。）



実施機関の説明によると、領収印のない領収書を徴した場合、支払いの事実を担当捜査員が証明するため、a.情報提供謝礼等の支出に係る領収書については、領収書が貼付された台紙に、「」なので、署名を持ってこれに代えます。」といった奥書証明、奥書証明年月日、捜査員の官職、氏名、印影が記録されており、b.情報提供謝礼等以外の支出に係る領収書については、支払年月日、捜査員の所属、官職、氏名、印影、支出事由、課・署長の確認押印欄の印影及び確認年月日が記録されている。また、奥書証明自体が、実施機関において平成13年2月及び3月は支払報告書として様式化されており、報告書作成年月日、捜査員の所属、官職、氏名、印影、支払年月日、支払場所、支払金額、情報提供者等、拒否理由、(中間)取扱者確認印欄の印影が記録されている。

これらの情報のうち、捜査員の所属、官職、氏名、印影についてはA - イから八まで(25及び26頁参照)において、奥書証明年月日、支払年月日、課・署長の確認年月日、支払報告書作成年月日についてはC(28及び29頁参照)において、支払金額についてはB - イ(27頁参照)において、奥書証明、拒否理由欄に記録されている情報についてはF(30及び31頁参照)において、情報提供者等についてはE(30頁参照)及びH - ロ(32頁参照)において、それぞれ既に検討済みであるので、ここでは情報提供謝礼等以外の支出に係る領収書における奥書証明の支出事由、課・署長の確認押印欄の印影、(中間)取扱者確認印欄の印影及び支払場所について検討する。

情報提供謝礼等以外の支出に係る領収書における奥書証明の支出事由については、特定の捜査員の氏名等が識別される情報が記録されていないと認められる。この情報は条例第8条第2項ただし書の第1号から第4号までに掲げる情報に該当するものと認められず、公開しても捜査員の氏名が特定され犯罪捜査に支障が生じるなど公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

課・署長の確認押印欄の印影及び(中間)取扱者確認印欄の印影については、実施機関の説明によれば、取扱者は、警察本部の課長相当職又は警察署の署長であり、当該欄に押印する職員は、捜査員ではなく、かつ警部相当職以上の者であると認められる。したがって、その私印の印影は、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。また、本件開示請求の時点において、宮城県職員録又は新聞の異動記事により氏名が公表されている警部相当職以上

の警察職員の氏名については既に公表されたものと見ることができ、これらを公開することにより公共の安全と秩序の維持に新たな支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

支払場所には、捜査員が情報提供者等に犯罪捜査協力報償費を渡した場所や飲食店等の名称が記録されている。これらの情報について、開示すると、特定の情報提供者等が識別され得るおそれがあるものと認められる。したがって、支払場所は、条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められ、犯罪捜査に支障が生じるなどの公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

### 3 その他の主張について

実施機関は、部分開示に関して、条例第9条は、「一の行政文書に複数の情報が記載されている場合において、非開示事由に該当する情報については非開示とし、それに該当しない情報を開示すべきと規定しているにすぎない」とし、さらに、最高裁判所第三小法廷平成13年3月27日判決（平成8年（行ツ）210号，211号。以下「平成13年最高裁判決」という。）で示された論理を引用するなどして、「一の情報を更に細分化して部分開示の対象とすべきというようなことまで規定しているとは解されない」旨主張している。

しかし、条例第9条では、行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示義務を定め、さらに、条例第8条の規定による非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨定めている。また、平成13年最高裁判決の判断は、本県の条例の解釈適用に必ずしも及ぶものではなく、裁判所は非開示決定の取消訴訟において独立して一体的な情報を更に細分化し、当該非開示決定の一部を取り消すことはできないと判示したにすぎないのであって、むしろ条例の実施機関において部分開示を行うことを認めている。

にもかかわらず、平成13年最高裁判決が示した「独立した一体的な情報」の観念を不当に広く認め、実施機関がそれを濫用するならば、条例が部分開示を定めた趣旨を大きく損なうこととなり、ひいては、本県においてこれまで積み重ねられてきた情報公開の在り方を大きく後退させることにならざるを得ない。

また、別件の開示請求に対して、実施機関は犯罪捜査協力報償費については部分開示を否定する一方で、同一案件において、犯罪捜査協力報償費以外の一

般報償費及び犯罪捜査関連報償費については、平成13年最高裁判決の考え方によらず部分開示決定を行った実績がある。すなわち、実施機関も平成13年最高裁判決の考え方を絶対的なものとして取り扱っているわけではない。

審査会は、第三者的な機関として公正かつ客観的な判断を確保するため、非開示決定等に対する不服申立ての審理手続きの一環として、処分の適法性のみならず、インカメラ審理を行いながら、当不当についても審議し、答申することができる位置付けられている。このような審査会の答申には、一般市民が裁判所に対し非開示処分の取消しを求める裁判において採用された論理がそのまま妥当することはあり得ないのである。

したがって、本件行政文書のうち、犯罪捜査協力報償費の個々の支払ごとに、その支出伺日、金額、支出の事由等の事項で構成した文書については、条例の趣旨を十分に踏まえ、条例第9条の規定に基づき、部分開示の判断をしなければならず、これと異なる実施機関の主張は認められない。

#### 4 附帯意見

前記2 - (3)(22から25頁まで)において述べたように、本件の諮問の一部について、実施機関は審査会が求めた捜査員の事情聴取について応じないなど、真摯な協力が得られない状況の下では、審査会の調査能力にも實際上自ずと限界があり、審査会として十分な心証を形成できないまま答申せざるを得ないことは甚だ遺憾である。

さて、全国各地の警察本部における犯罪捜査協力報償費の不適正支出の問題やその訴訟の状況からは、本県における犯罪捜査協力報償費について、情報提供者等が実在し、支出関係書類どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されているかどうかについて、完全に疑念を払拭することができない。

その一例として、福岡県監査委員は、平成16年5月11日、福岡県警察銃器対策課における平成7年度から11年度までの捜査報償費等に関する住民監査請求の結果について公表し、平成10年度及び11年度に同課へ支払われた捜査報償費のうち本来目的以外に支出された金額と、平成8年度及び9年度において会計課次席に渡された「基本経費」のうち本来目的のため使用されたことが立証できない金額の合計金額(利息を含む。)を県に返還するよう勧告した。また、同委員は、その「意見」の中で、「このたびの捜査報償費の不適正支出は、捜査上の秘匿性を奇貨として、偽りの事務処理で事実と異なった一連の会計処理によって行われたものである。このことは、捜査報償費が県民の貴重な税金で賄われている公金であることの基本的認識と会計制度に対する認識が、職員においても欠如し、さらには、組織としても欠如していたことが大きな要因であ

り、県民の信頼を著しく失墜させたことは、誠に遺憾である。」と述べている。

同じく、北海道監査委員は、平成16年12月3日、北海道警察における平成10年度から15年度までの捜査用報償費等の予算執行事務について、知事から要求のあった監査の結果について公表し、執行の事実がないものや執行の事実が確認できなかったもの等約31,400件、金額にして約391百万円を北海道の損害額として認定した。また、同委員は、その「意見」の中で、「捜査用報償費については、執行していた全ての部局において、平成12年度までにおいて、慣行的、組織的に不正な予算執行が行われ、一部の部局においては、13年度以降も、12年度までと同様な方法により不正な予算執行が続けられていることが認められた。道警察本部においては、道民への説明責任と本部内、方面本部や警察署への是正指示という責務をこれまで果たさず、今日に至ったものであり、その責任は極めて重大である。」と述べている。

また、平成15年3月26日、東京高裁は、一般市民2名（以下「控訴人」と言う。）が、平成9年3月分の警視庁保管「捜査費証拠書類」中の支払精算書に、その者らから捜査情報の提供を受けて謝礼を支払った旨の虚偽の記載がされた以上、謝礼の受領についてのその者らの領収書が作成されたことにより、氏名権が侵害されたとして、東京都に対し、損害賠償を請求した事件の控訴審（平成12年（ネ）第2099号損害賠償請求控訴事件）において、控訴人と同姓同名を名乗る者から情報の提供を受け、これに謝礼を支払ったとする警視庁生活安全部銃器対策課の警察官の供述を排斥した上で、「領収書は、警視庁生活安全部銃器対策課所属の警察官又は警察職員が作成したと推認する以外にない。」とし、控訴人の主張を一部認める判決を言い渡しており、その後、平成16年1月20日に上告を棄却され、当該判決は確定している。

なお、新聞報道によれば、平成18年3月、ファイル交換ソフト「ウィニ - 」により、愛媛県警捜査一課の警部の私物パソコンから、「捜査報告書」がインターネット上に流出した問題で、平成14年の愛媛県北宇和郡吉田町（現宇和島市）で起きた殺人事件の捜査報告書の中に、特定の情報提供者等に対する金銭での謝礼に関する記述があったが、新聞記者が複数の情報提供者等に接触し確認したところ、情報提供者等とされたほとんどの人が金銭の受け取りについて否定した、とされている。

以上のような事例に照らすと、本件の諮問実施機関である公安委員会は、実施機関の上級行政庁であり、警察本部を管理する権限と責任に基づき、捜査上の秘密に属する事項についても十分に精査し得る立場にあるのであるから、公安委員会は、本件の犯罪捜査協力報償費についても、調査及び審理を尽くした上で適切な裁決を行うべきである。

なお、別件の審査請求に関し、平成16年9月30日付けで審査会が答申をした

「答申第58号」の「附帯意見」に対して、公安委員会は、「会計監査結果の報告を受けたほか、処分庁職員に対し必要な説明を求めるなどの調査を行い、本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていたことの心証を得た」と裁決に付言するのみで、その検討経過や判断理由等について、つまびらかにした上での裁決とは到底認めることができない内容であった。

以上のことを踏まえ、審査会は、公安委員会に対し、本件行政文書に記録されている情報提供者等が実在し、本件行政文書に記録されているとおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていたことについて、例えば、情報提供者等に犯罪捜査協力報償費を渡した捜査員から直接聴取するなど、実施機関の上級行政庁として、考えられ得るあらゆる手段方法を尽くして検証し、さらに、その検証経過を具体的かつ詳細に公表するなどした上で裁決を行い、県民の知る権利に応えて、公金支出についての説明責任を果たすことを、あらためて強く望むものである。

## 5 結 論

以上の審議により、実施機関が非開示と判断した情報について、審査会が行った判断は別紙1のとおりである。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

凡例 : 条例第 8 条第 1 項第 2 号  
 本 : 条例第 8 条第 2 項本文  
 但 : 条例第 8 条第 2 項ただし書  
 [ ]内 : 平成 1 3 年 2 月以降の表示

区分	本件非開示情報	審査会の判断	非開示理由の該当条項	
			本	但
財務会計帳票	執行・資金前渡伺における警部補相当職以下の警察職員の氏名, 印影	非開示		
	執行・資金前渡伺及び支出負担行為兼支出命令決議書における資金前渡職員の口座番号	開示		
	犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における支払額, 残額, 支払額月計, 残額月計, 受入額, 受入額月計 精算通知書における精算内訳欄の繰越額, 計, 支払額, 残額 現金出納簿における支払金額, 差引残額, 頁間繰越額, 支払金額月分計, 支払金額月累計, 差引残高月累計	開示		
	現金出納簿における摘要欄の捜査の対象となる事件等(「同上」, 「渡」, 返納・追給の区分を含む。)	開示		
	犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における支払月 現金出納簿における摘要欄の追給月又は返納月	開示		
	上記の日にち	非開示		
	現金出納簿における支払日	非開示		
	現金出納簿における摘要欄の捜査員の官職	開示		
	現金出納簿における摘要欄の捜査員の氏名	非開示		
支出証拠書類	捜査員の勤務係名	開示		
	支払精算書における確認書欄の課・署長の押印欄の印影 奥書証明における確認書の課・署長押印欄の印影 支払報告書における(中間)取扱者確認印欄の印影	開示		
	捜査員の官職	開示		
	捜査員の氏名, 印影	非開示		
	領収書のあて先	開示		
	捜査員の人数(「(捜査員氏名)他 名渡」)	開示		
	月分捜査費総括表における前月より繰越額, 本月支払額, 残額 捜査費支出伺における概算払の総額[支出額], 内訳欄の金額 支払精算書における既受領額[交付額], 支払額, 差引過( )不足額, 支払額内訳欄の個別執行額 領収書における金額 支払報告書における支払金額	開示		
	支払精算書における返納・不足, 返納・支出, 返納額・不足額, 返納・領収[返納額の返納を受領・不足額を受領]の区分	開示		
	支払精算書における個別執行件数	開示		
	支払精算書における精算書作成年月, 概算金額受領[交付]年月, 支払額内訳欄の支払年月, 返納年月又は領収年月[返納額の返納年月又は不足額受領年月] 領収書における領収年月 奥書証明年月 奥書証明の課署長の確認年月 支払報告書における報告書作成年月, 支払年月	開示		
	上記の日にち	非開示		
	捜査費支出伺における支出伺日, 領収書欄の領収日[内訳の交付日]	非開示		
	捜査費支出伺における支出事由 支払精算書における支払事由 奥書証明における支出事由	開示		
	支払精算書における債主名 支払報告書の情報提供者(情報提供謝礼等, 接触費)	非開示		

区分	本件非開示情報	審査会の判断	非開示理由の該当条項	
			本	但
	支払精算書における備考欄に記録されている領収書を徴することができなかった理由 支払報告書における拒否理由欄に記録されている理由	開示		
	領収書における用途の欄	開示		
	領収書発行者（情報提供者等）の氏名，印影，住所，電話番号等	非開示		
	領収書発行者（飲食店等）の名称，印影，住所，電話番号等	非開示		
	支払報告書における支払場所	非開示		

別紙 2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17 . 5 . 25	諮問を受けた。(諮問第166号)
17 . 6 . 20	審査請求人から意見書を受理した。
18 . 1 . 18 (第225回審査会)	事案の審議を行った。
18 . 2 . 7 (第226回審議会)	審査請求人から意見等を聴取した。
18 . 2 . 28 (第227回審査会)	事案の審議を行った。
18 . 3 . 31 (第228回審査会)	事案の審議を行った。
18 . 4 . 25 (第229回審議会)	実施機関から非開示理由等を聴取した。
18 . 5 . 23 (第230回審議会)	事案の審議を行った。
18 . 6 . 6 (第231回審議会)	事案の審議を行った。
18 . 6 . 27 (第232回審議会)	事案の審議を行った。
18 . 7 . 13 (第233回審議会)	事案の審議を行った。
18 . 7 . 28 (第234回審議会)	事案の審議を行った。
18 . 8 . 11 (第235回審議会)	事案の審議を行った。
18 . 9 . 13 (第236回審議会)	事案の審議を行った。
18 . 9 . 21 (第237回審議会)	事案の審議を行った。



(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	現職	備考
大葉由佳	フリーアナウンサー	
岡本勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
木下淑恵	東北学院大学法学部助教授	
佐々木健次	弁護士	会長
武田貴志	弁護士	

(平成18年9月29日現在)